

### 13 林木遺伝資源の保存状況（平成27年度末現在）

(1) 成体・種子・花粉

区 分	保存場所	針葉樹				広葉樹				計			
		成体	種子	花粉	DNA	成体	種子	花粉	DNA	成体	種子	花粉	DNA
絶滅に瀕している種、南西諸島及び小笠原諸島の自生種、巨樹・銘木、衰退林分で収集の緊急性が高いもの	育種センター	386	381	190	0	648	53	15	0	1,034	434	205	0
	北海道育種場	34	0	0	0	93	0	0	0	127	0	0	0
	東北育種場	166	0	0	0	87	0	0	0	253	0	0	0
	関西育種場	326	0	0	0	209	0	0	0	535	0	0	0
	九州育種場	558	0	0	0	113	0	0	0	671	0	0	0
	計	1,291	381	190	0	989	53	15	0	2,280	434	205	0
育種素材として利用価値の高いもの	育種センター	5,138	7,518	3,202	432	1,274	308	164	0	6,412	7,826	3,366	432
	北海道育種場	3,511	335	114	0	1,512	3	0	0	5,023	338	114	0
	東北育種場	3,930	0	0	0	500	0	0	0	4,430	0	0	0
	関西育種場	4,679	0	0	0	552	0	0	0	5,231	0	0	0
	九州育種場	2,701	0	0	0	399	0	0	0	3,100	0	0	0
	計	18,194	7,853	3,316	432	4,138	311	164	0	22,332	8,164	3,480	432
その他森林を構成する多様な樹種	育種センター	3	8	2	0	81	409	10	0	84	417	12	0
	北海道育種場	0	0	0	0	110	0	0	0	110	0	0	0
	東北育種場	6	0	0	0	223	0	0	0	229	0	0	0
	関西育種場	3	0	0	0	73	0	0	0	76	0	0	0
	九州育種場	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
	計	9	8	2	0	465	409	10	0	474	417	12	0
合 計	育種センター	5,527	7,907	3,394	432	2,003	770	189	0	7,530	8,677	3,583	432
	北海道育種場	3,545	335	114	0	1,715	3	0	0	5,260	338	114	0
	東北育種場	4,102	0	0	0	810	0	0	0	4,912	0	0	0
	関西育種場	5,008	0	0	0	834	0	0	0	5,842	0	0	0
	九州育種場	3,259	0	0	0	515	0	0	0	3,774	0	0	0
	計	19,494	8,242	3,508	432	5,592	773	189	0	25,086	9,015	3,697	432

注) 計欄の数値は、育種センター及び育種場間での重複保存の遺伝資源を除いたものである。

(2) 林分

育種基本区		遺伝子保存林（注1）				林木遺伝資源 保存林 （注2）	森林生物遺伝 資源保存林 （注3）
		生息域外保存林		生息域内保存林			
		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		
北海道	箇所数	50	12	3	7	138	4
	面積(ha)	345.99	51.17	7.98	34.31	2,640.75	45,791.90
東北	箇所数	56	0	0	0	46	3
	面積(ha)	168.98	0.00	0.00	0.00	615.77	9,609.41
関東	箇所数	40	0	11	12	62	3
	面積(ha)	173.22	0.00	189.37	187.93	2,616.83	4,193.55
関西	箇所数	47	0	10	10	38	3
	面積(ha)	119.00	0.00	27.06	168.23	1,570.71	3,012.32
九州	箇所数	30	0	0	0	33	3
	面積(ha)	73.98	0.00	0.00	0.00	1,665.37	13,568.89
合計	箇所数	222	12	24	29	317	16
	面積(ha)	881.17	51.17	224.41	390.47	9,109.43	76,176.07

平成27年度末現在

（注1）遺伝子保存林

「林木の優良遺伝子群の保存について」（昭和39年11月16日付け39林野造第1639号最終改正平成13年3月30日付け12林整研第174号）に基づき、現存する優良な天然生林や人工林（採種源林分）を林木育種事業の遺伝子補給源として永続的に保存・活用するため、当該優良林分が伐採される以前に種子を採取し、造成した優良遺伝子群の人工林（生息域外保存）をいう。なお、広葉樹等の育苗技術が未確立な樹種では、暫定的に生息域をそのまま遺伝子保存林に指定しているもの（生息域内保存）もある。なお、表の生息域外保存林の「箇所数」は後継林分（遺伝子保存林）の造成済み採種源林分数で、その面積は後継林分の合計面積である。関西育種基本区の採種源林分1カ所から関東育種基本区と関西育種基本区に後継林分が設定されているので、生息域外保存林針葉樹の合計は1を引いた数となっている。

（注2）林木遺伝資源保存林

平成元年4月11日付け元林野経第25号「保護林の再編・拡充について」による「保護林設定要領」（最終改正平成22年4月15日付け21林国経第56号）に基づき、国有林野に設定された保護林であり、主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。

（注3）森林生物遺伝資源保存林

平成元年4月11日付け元林野経第25号「保護林の再編・拡充について」による「保護林設定要領」（最終改正平成22年4月15日付け21林国経第56号）に基づき、国有林野に設定された保護林であり、森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。